広報白浜
SHIRAHAMA

2026
11
No.249



秋の全国火災予防運動

11月9日（月）～15日（日）は全国一斉「秋の火災予防運動」

火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、かけがえのない命、大切な財産を守りましょう。

「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を基本に、地域が一致団結して「自分たちの町は自分たちで守る」という、自主的な防災活動が必要です。

全国統一防火標語

「火の確認 いい日を支える いい習慣」

11月9日は「119番の日」

昭和62年の自治体消防制度40周年を記念し「119」にちなみ、11月9日は『119番の日』となりました。

皆さまは、正しい119番通報をご存知ですか？

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために、的確な119番通報が重要です。

119番をすると、消防はまず、「はい、消防です。火事ですか、救急ですか？」とお聞きしますので、もし火事なら「火事です」、ケガ・急病なら「救急です」とはっきり答えてください。

そのあとは、順次「場所・番地」「目標となる建物」「電話番号」を問いかけますので、落ち着いてお答えください。その時間はほんのわずかです。

なお、火災・救急等についてのお問い合わせは、白浜消防署もしくは日置川消防署をご利用ください。

皆さまの正しい通報が、住民の生命・財産を守る迅速・的確な消防活動につながります。

落ち着いて、正確に！

問 白浜消防署 ☎43－0119

問 日置川消防署 ☎52－3061

住宅防火いのちを守る１０のポイント
～４つの習慣・６つの対策～

習慣１ 寝たばこは、絶対にしない、させない	習慣２ ストーブの周りに燃えやすいものを置かない	対策１ 火災を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置のついた機器を使用する	対策２ 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、１０年を目安に交換する	対策３ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防炎品を使用する
習慣３ こんろを使うときは火のそばを離れない	習慣４ コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く	対策４ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく	対策５ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく	対策６ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

住宅防火いのちを守る１０のポイントの考え方

▸火災を発生させない（出火防止）【習慣１～４、対策１】
⇩
▸早く知る、気づく（早期覚知対策）【対策２】
⇩
▸燃え広がらせない（延焼拡大防止）【対策３】
⇩
▸火災の初期の段階で消火する（初期・早期消火対策）【対策４】
⇩
▸危ないと判断したら、すばやく避難する（早期避難）【対策５】

⇕ 隣近所との協力体制を構築する【対策６】

新しい庁舎・事務所の再整備に向けた町民アンケートを実施します

問 役場総務課管財係
☎４３－６５９７

白浜町では、新しい庁舎や各事務所の再整備に向けた検討を進めています。

そのため、現在の庁舎や事務所の利用状況、施設に対するご意見やご要望などをお伺いし、今後の施設整備の方向性や必要な機能の検討に役立てることを目的として、町民の皆さまなどを対象にアンケート調査を実施します。

アンケート調査は無作為抽出による調査票の郵送も実施しており、対象者には既に調査票が郵送されていますが、対象となっていない人もＷＥＢ回答または窓口での紙面回答をいただけますので、是非ご協力をよろしくお願いします。

今回のアンケート調査の概要は次のとおりです。

◆アンケート対象者

◇全町民

◇過去に白浜町に居住経験のある人

※無作為抽出の対象者

◇平成２０年４月１日生まれ以前の満１８歳の以上町民の人から、地区別に区分けの上、１，０００人を無作為抽出



◆アンケート調査でお伺いする内容

◇庁舎や事務所の利用状況

◇来庁時の交通手段や施設の使いやすさ

◇新しい庁舎や事務所に期待する機能や設備

◇再整備にあたってのご意見やご要望　など

◆回答方法

（所要時間　５～１０分程度）

◇ＷＥＢ回答または紙面回答

※紙面回答をご希望する人は、各事務所の窓口（本庁舎、富田事務所、日置川事務所）に備え付けておりますので、お問い合わせください。

◆回答期限

◇１１月２７日（金）

※ＷＥＢ回答は、次のＵＲＬまたは二次元コードによりアクセスください。

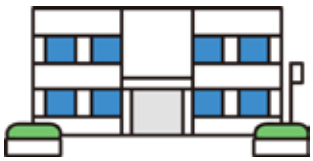
【アンケート調査回答フォーム】

（ＵＲＬ）https://forms.cloud.microsoft/r/LpNfV8JTHU



白浜町人事行政の運営等の状況を公表します

「白浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、町職員の給与や職員数の状況などのあらましについてお知らせします。これは、人事行政の運営等の状況を町民の皆さまにお知らせすることによって、人事行政の公平性と透明性を高めることを目的としたものです。内容については、白浜町のホームページ（https://www.town.shirahama.wakayama.jp/）でご覧いただけます。



問役場総務課人事係　☎４３－６５８３

１．職員の採用および職員数の状況

（１）職員採用状況

（令和８年４月１日現在　単位：人）

試験区分	採用者数		
	男性	女性	合計
一般事務職	1	3	4
消防職	1	0	1
保健師職	0	1	1
保育士職	0	1	1
合　計	2	5	7

●一般行政部門の主な増減理由
◇宿泊税導入に係る増員
◇退職者不補充、組織体制見直しによる増減員
●特別行政部門の主な増減理由
◇退職者不補充による減員
●公営企業等会計部門の主な増減理由
◇上下水道関連業務の効率化による増減員
※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する派遣職員などを含み、会計年度任用職員（フルタイムは除く）を除いています。

（２）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在　単位：人）

部門＼区分		職員数		対前年増減数
		令和7年	令和8年	
一般行政部門	議　会	3	3	0
	総　務	51	52	1
	税　務	14	15	1
	労　働	2	2	0
	農林水産	20	19	△1
	商　工	8	8	0
	土　木	13	14	1
	民　生	55	57	2
	衛　生	25	24	△1
	小　計	191	194	3
特別行政部門	教　育	22	21	△1
	消　防	76	76	0
	小　計	98	97	△1
公営企業等会計部門	水　道	12	12	0
	下水道	3	4	1
	その他	16	15	△1
	小　計	31	31	0
合　計		320	322	2

※令和７年および令和８年の職員数には暫定再任用職員が含まれています。

（３）等級および職制上の段階ごとの職員数

（令和８年４月１日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
6級	課長の職務	16	5.11%	課長 会計管理者 所長 教育次長 議会事務局長 消防長 計	10 1 2 1 1 1 16	16	5.11%	課長級
5級	副課長の職務	31	9.90%	副課長 副所長 室長 園長 センター長 教育次長補佐 館長 消防次長 消防署長 消防課長 計	14 2 1 4 1 1 2 1 2 3 31	31	9.90%	副課長級

4級	1係長の職務 2特に高度の知識または経験を必要とする業務を行う職員の職務	55	17.57%	係長 主任保育士 所長 主幹	47 4 1 3	55	17.57%	係長級
				計	55			
3級	1主任の職務 2困難な業務を行う職員の職務	102	32.59%	主任 指導保育士 精神保健福祉士	92 9 1	211	67.41%	係員級
				計	102			
2級	1主査の職務 2高度の知識または経験を必要とする業務を行う職員の職務	54	17.25%	主査 保育士 衛生員 社会福祉士 教諭	45 7 0 1 1			
				計	54			
1級	1主事の職務 2定型的な業務を行う職員の職務	55	17.57%	主事 保育士 技師 衛生員	41 8 5 1			
				計	55			

※フルタイム会計年度任用職員は除いています。
※構成比は小数点以下第３位を四捨五入しているため、合計しても１００％とはならない場合があります。

２．職員の給与の状況

（１）人件費の状況（令和７年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 令和7年度末	歳出額 （A）	実質収支	人件費 （B）	人件費率 （B／A）	（参考）令和6年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
19,288	14,657,518	374,531	2,862,529	19.5	19.1

（注）人件費には職員の給与、退職手当、共済費のほか、特別職の給料および報酬等を含んでいます。

（２）職員給与費の状況（令和７年度普通会計決算）

職員数 （A）	給与費				1人あたり 給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
人	千円	千円	千円	千円	千円
283	1,090,418	217,080	459,599	1,767,097	6,244

（注１）職員手当には退職手当は含まれていません。
（注２）職員数は、令和７年４月１日現在の普通会計に属する人数です。

（３）職員の給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額状況

（令和８年４月１日現在　単位：円）

区　分	平　均 年　齢	平　均 給料月額	平　均 給与月額
一般行政職	41.7歳	327,700	375,700
教育職	47.9歳	383,200	418,300

（注１）平均給料月額とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。
（注２）平均給与月額とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住宅手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況

（令和８年４月１日現在　単位：円）

区　分		決定初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	232,000	247,500
	高校卒	200,300	211,600

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（令和８年４月１日現在　単位：円）

区　分		経験年数 9年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 29年
一般行政職	大学卒	280,300	372,400	374,523	403,600
区　分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 24年	経験年数 29年
一般行政職	高校卒	268,000	329,000	346,600	371,150

（注１）経験年数とは、卒業後直ちに採用されている場合の採用後の年数をいいます。
（注２）経験年数 10 年の大学卒、経験年数 30 年の大学卒、経験年数 25 年の高校卒、経験年数 30 年の高校卒に該当する職員がないため、近似の階層を選んで記載しています。

（４）職員の手当の状況

①期末・勤勉手当　（令和７年度支給割合）

白浜町			国	
支給月	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.250月分 [1.050月分]	1.050月分 [1.250月分]	1.250月分 [1.050月分]	1.050月分 [1.250月分]
12月期	1.275月分 [1.075月分]	1.075月分 [1.275月分]	1.275月分 [1.075月分]	1.075月分 [1.275月分]
計	2.525月分 [2.125月分]	2.125月分 [2.525月分]	2.525月分 [2.125月分]	2.125月分 [2.525月分]
職階上の段階、職務の級等による加算措置　有				

（注）[　] の数値は、管理職の支給割合です。

②退職手当　（令和７年４月１日現在）

白浜町				国
支給率	区　分	自己都合	勧奨・定年	同じ
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
	加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%）		※

※異なる（定年前早期退職特例措置（２～４５%））

③特殊勤務手当　（令和８年度）

手当の種類（手当数）		11種
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	消防勤務手当、塵芥集荷作業手当
	多くの職員に支給されている手当	消防勤務手当、塵芥集荷作業手当

④その他の手当　（令和８年４月１日現在）

区分	内容
扶養手当 （国と同じ）	・子　　13,000円 ・父母等　　6,500円 ・満16歳の年度初めから22歳の年度末までの子1人につき　5,000円加算
住宅手当	・賃貸住宅に居住の場合（家賃が月額12,000円を超える場合に限る）月額27,000円を限度として家賃の額に応じて支給 ・自宅の場合は月額1,000円（新築等の場合は5年間に限り2,500円）
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の者で ・交通機関を利用する場合は、通勤に要する相当額（最高限度額55,000円） ・交通用具（自動車等）を利用する場合は、通勤距離に応じて2,000円から22,800円までを支給（国は66,400円まで支給）

⑤特別職の報酬等の状況　（令和８年４月１日現在）

区分		給料月額等
給料	町　長	720,000円
	副町長	600,000円
	教育長	550,000円
報酬	議　長	300,000円
	副議長	250,000円
	議　員	230,000円
期末手当	町　長	6月期　1.75月分
	副町長	12月期　1.75月分
	教育長	計　3.50月分
	議　長	6月期　1.75月分
	副議長	12月期　1.75月分
	議　員	計　3.50月分

３．令和７年中年次有給休暇の取得状況

総取得日数（A）	全対象職員数（B）	平均取得日数（A／B）
1,979	276	7.2

※１年につき２０日間付与、付与された翌年に限り繰越可能（最大４０日）
※職員数からは育児休業、休職、途中退職等により年間を通じて勤務していない職員を除いています。

４．職員の休業に関する状況

育児休業の取得状況

（令和７年１月１日～令和７年１２月３１日）

男	女	計
6	8	14

５．職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分者数　（令和７年度　単位：人）

降任	免職	休職	降給	計
0	0	14	0	14

②懲戒処分者数　（令和７年度　単位：人）

戒告	減給	停職	免職	計
1	0	0	0	1

６．令和７年度退職者の退職管理の状況

本町外郭団体	公共的団体（左記団体を除く）	本町再任用職員	本町会計年度任用職員	民間企業等
0	0	2	0	0



令和８年度敬老訪問を行いました

問 役場民生課福祉係
☎４３−５７０２

９月１７日、１８日にご長寿をお祝いする敬老訪問を行い、町内の園児が作った敬老メダルと長寿祝金をお渡ししました。

これからも元気で長生きしてください。

◆最高齢者　南（みなみ） 壽平治（じゅへいじ） さん（１０７歳）



山本（やまもと） 孝子（たかこ） さん（１００歳）



中田（なかた） 鶴枝（つるえ） さん（１００歳）



前川（まえかわ） 千恵子（ちえこ） さん（１０１歳）



鴨居（かもい） 左雅恵（さがえ） さん（１０１歳）

プログラム ぼらんちについて

問 役場民生課福祉係
☎４３−５７０２

障がいのある概ね６５歳未満の人を対象に、余暇活動を通して社会経験を積んだり、仕事や作業所などの社会参加に自信を持ったりすることをサポートする「プログラムぼらんち」を月１回程度、開催しています。参加を希望する場合は、１１月２０日（金）までにお申し込みください。

◆日　　時　１１月２５日（水）午前１０時～午後４時
◆場　　所　紀伊富田みのり館（ＪＲ紀伊富田駅建物内）
◆内　　容　お弁当を作って紅葉を見に行こう！
◆定　　員　１０人程度
◆協力機関　紀南障害者地域生活支援センター
◆申し込み　役場民生課福祉係

令和９年３月１日から宿泊税の課税を開始します

問 役場税務課
☎４３－６５８４

令和８年６月の白浜町議会定例会で「白浜町宿泊税条例」が議決されたのち、総務省自治税務局と宿泊税新設に関する協議を進めておりました。

このたび、９月３０日付けで総務大臣の同意を得ることができましたのでお知らせします。

これにより、白浜町では令和９年３月１日から宿泊税を導入（課税）します。

白浜町のさらなる魅力向上と観光振興に向けて、宿泊者の皆さまと宿泊事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

和歌山県白浜町「宿泊税」の新設

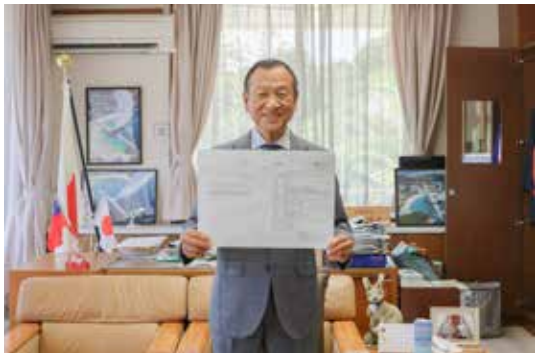
和歌山県白浜町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される白浜町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	和歌山県白浜町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	白浜町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	全国有数の国際観光地「白浜」を目指し、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるとともに、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	１人１泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・１万円未満　200 円 ・１万円以上２万円未満　300 円 ・２万円以上５万円未満　500 円 ・５万円以上　1,000 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約 6.5 億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢 12 歳未満の者 ・地震等の災害が発生した場合における被災者
徴税費用見込額	（平年度）約 1,050 万円
課税を行う期間	条例施行後３年を目途（その後は５年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

・令和８年　６月 16 日　白浜町議会にて条例案可決
・令和８年　６月 16 日　総務大臣協議
・令和８年　９月 30 日　総務大臣同意
・令和９年　３月　１日　条例施行（予定）

※９月３０日付総務省報道資料



小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成について

問 役場住民保健課健康推進室
こども家庭係
☎４３－０１７８

１０月より小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成を開始しています。
接種対象者には９月下旬に依頼書と予診票を送付していますので、保護者は予防接種の効果や副反応について十分にご理解の上、接種をご検討ください。

◆接種期間
１０月１日～令和９年１月３１日

◆対象者および助成回数
不活化ワクチン、生ワクチンのいずれかを接種します。
助成対象となるのは、接種日時点で下記の対象年齢であり、白浜町に住民登録のある人です。

◇不活化ワクチン（皮下接種）
満６カ月～１３歳未満の人　２回
満１３歳～年度中に１８歳に達する人　１回

◇弱毒性生ワクチン（鼻腔内に噴霧）
満２歳～令和８年度中に１８歳に達する人　１回



◆助成額
１回につき２，０００円
※接種費用から２，０００円を除いた金額が、接種医療機関窓口で支払う自己負担額となります。
※転入者などで接種を希望する人は、役場住民保健課健康推進室こども家庭係までお問い合わせください。

第３８回しら浜ふれあい文化祭を開催します

問 町立住民交流センター
☎５２－２４４６

しら浜ふれあい文化祭実行委員会主催の文化祭を開催します。１０月３１日には歌と踊りの夕べ、１１月１日にはバザーや即売会、ふれあい広場における各種イベント、もちなげなどが行われます。
皆さま、ぜひお立ち寄りください。

◆場所　町立住民交流センター（白浜町安宅４６１番地の１）

◆日程
◇１０月３１日（土）　午後７時～　歌と踊りの夕べ
◇１１月　１日（日）　午前９時～　ふれあいイベントなど



町営住宅入居者の募集について

問 役場建設課都市計画係
☎４３－６５８９
問 日置川事務所地域づくり係
☎５２－２３０２

◆募 集 期 間　　１１月　４日（水）～１７日（火）
◆抽　選　日　　１１月２５日（水）　午前１０時
◆入居可能日　令和９年　１月　７日（木）

【注意事項】
※入居時には敷金（家賃の３カ月分）が必要です。また、家賃のほかに共益費が必要です。
※入居資格審査や必要な書類等がありますので、事前にお問い合わせください。

一般世帯向け住宅募集

団地名	所在地	構造・間取り	募集戸数	最低入居人数	家賃（月額）
平間第１団地	白浜町十九渕２５０番地の１	中層耐火３階建・３ＤＫ	２戸	２人	２２,３００円～
平間第２団地	白浜町十九渕２４５番地の５	耐火２階建・２ＤＫ	１戸	２人	１９,７００円～
平間第２団地	白浜町十九渕２４５番地の５	耐火２階建・３ＤＫ	２戸	２人	２２,７００円～
安宅第１団地	白浜町安宅１５０番地	中層耐火３階建・３ＤＫ	１戸	１人	１６,５００円～
安宅第２団地	白浜町安宅５９番地の１	中層耐火３階建・３ＤＫ	１戸	１人	１７,９００円～
市鹿野団地	白浜町市鹿野１１０２番地	木造２階建・４ＤＫ	１戸	１人	１４,８００円～

税のＱ＆Ａ －このような場合－

Q. 令和８年３月に他市区町村から白浜町に転入してきました。令和８年度（令和７年分の所得）の課税（所得）証明書は白浜町役場で発行できますか？

A. 課税（所得）証明書は、不申告などの人を除き、その年の１月１日現在で白浜町にお住まいの人には交付できますが、１月２日以降に白浜町に転入した人には交付できません。そのため、令和８年度分に関しては、１月１日時点でお住まいであった市区町村で交付されます。また、白浜町での最新年度の課税（所得）証明書は、その年の６月１日以降に交付可能です。

今月の納税　～納税はお早めに～

◆納期限　１１月３０日（月）
◆固定資産税（３期）
◆国民健康保険税（６期）



※納期内に納付されない場合は、法律により延滞金がかかります。

納税に関するお問い合わせは、役場税務課まで。

問役場税務課収税係
☎４３－３６８５

有料広告

有料広告募集中

地域活性化起業人＆協力隊の日々

白浜町で活躍する地域活性化起業人と、地域おこし協力隊の活動記録！
それぞれが取り組んでいるプロジェクトや、それぞれの目線で見えてくる「地方創生の現場」を赤裸々につづります。
さまざまな手法でとらえる白浜町の『現在』を、note（ノート）を通してお伝えします！

https://note.com/shirahama_rre

観光課からのお知らせ

問 役場観光課公園施設係
☎４３−６５８８

◆平草原公園ドッグランを利用する際には、次の点にご注意をお願いします。

利用にあたっての注意事項

◇駐車場からドッグラン施設にペットを連れ込む際は、リードなどを装着するかケージに入れるなどし、常に飼い主が制止できる状態にしてください。
◇フンや尿は飼い主が適切に処理してください。
◇公園内・ドッグラン内でのペットに起因するトラブルは、飼い主が責任をもって対処してください。
◇その他、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例など、法令とマナーを守ってください。
◇芝生・トリムコース等のエリアへのペットの連れ込みはできません。

◆白良浜遊歩道へのペットの連れ込みの際には、次の点にご注意をお願いします。

連れ込みにあたっての注意事項

◇リードなどを装着するかケージに入れるなどし、常に飼い主がペットを制止できる状態にしてください。
◇フンや尿は飼い主が適切に処理してください。
◇ペットに起因するトラブルは、飼い主が責任をもって対処してください。
◇その他、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例など、法令とマナーを守ってください。
◇白良浜砂浜へのペットの連れ込みはできません。

◆ペットをお連れの方もそうでない方も、ともに快適に公園を利用できるよう、皆さまのご協力をお願いします。

定例人権相談所の開設

人権擁護委員が、人権問題やいろいろな困りごとの相談を無料でお受けします。（午後１時30分～３時）

日　程	会　場
11月18日（水）	高齢者生活福祉センター

問役場総務課庶務係　☎４３−６５８３

定例行政相談所の開設

行政相談委員が、国の仕事に関する苦情などの相談を無料でお受けします。（各回とも午後１時30分～３時）

日　程	会　場
11月10日（火）	白浜町役場１階　第２会議室
11月12日（木）	高齢者活動促進施設「みまい荘」
11月17日（火）	白浜町立児童館

問役場総務課庶務係　☎４３−６５８３

有料広告

有料広告募集中

Shirahama Information ～白浜町および関係各所からの案内です～

募集

定期救命講習会を開催します

救命講習とは「救急車が現場に到着するまで」をテーマに応急手当に必要な基礎知識のほか「心肺蘇生法」など実技中心の講習を行います。

また、事前にｅ－ラーニングで学習することで消防署での講習時間を短縮することができます。

ｅ－ラーニングは、インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンなどを利用し、場所や時間を選ばず、自分のペースで学習することができ、２時間の実技講習のみで終了です。受講日が決まればその１週間以内に学習することをおすすめします。

万が一の事態に対応するため、ぜひ参加してください。

◆会場　白浜町消防本部

◆日時　※ｅ－ラーニングで学習した人は◎

◇11月11日（水）午後1時～4時
◎午後2時～4時

◇11月15日（日）午前9時～正午
◎午前10時～正午

◇11月25日（水）午前9時～正午
◎午前10時～正午

◆定員　10人程度

◆申込方法　電話もしくは左のＱＲコードからお申し込みください。※申込期日は講習会2日前の午後5時15分まで

定期救命講習申込

問白浜町消防本部警防課　☎43－0119

まちの人口と世帯

人口　19,120人
（先月比　－48人）
男　9,061人
（先月比　－26人）
女　10,059人
（先月比　－22人）
世帯数　10,926世帯
（先月比－31世帯）
令和8年9月30日現在

「役場関係機関連絡先」

白浜町役場	（代）43-5555
富田事務所	（代）45-0009
日置川事務所	（代）52-2300
・椿出張所	46-0052
・安居出張所	53-0009
・市鹿野出張所	54-0001
・上下水道課	45-2000
・保健センター	43-0178
・白浜町清掃センター	45-3800
・住民交流センター	52-2446
・白浜町中央公民館	42-2269
・日置川拠点公民館	52-2660
・町立図書館	43-2922
・町立児童館	45-2117
・消防本部	43-0119

お知らせ

ゲーム依存に関する講演会

スマホが手放せない、ゲームをやめる約束が守れない…。そんなお悩みはありませんか？

ゲーム依存治療の第一人者である香川県三光病院の海野院長をお迎えし、県内で初めて講演会を開催します。県立こころの医療センター看護師による治療プログラムの紹介や、対談も予定しています。ご本人やご家族、支援に関心のある人はぜひご参加ください。

◆日時　11月24日（火）
午後1時～4時

◆場所
◇会場　西牟婁振興局4階大会議室（田辺市朝日ヶ丘23－1）
◇サテライト会場　県民文化会館

◆申込　電話・ＱＲコード
※締め切り　11月18日（水）

◆参加費　無料

◆定員　各会場先着60人程度

申し込みＱＲコード

問田辺保健所保健課　☎26－7952

11月30日（いいみらい）は「年金の日」です

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

また、持ち主不明記録検索では、現在持ち主が分からなくなっている年金記録を「ねんきんネット」上で検索できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出等の電子申請やｅ－ＴＡＸでの確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）をご覧いただくか、田辺年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）

問田辺年金事務所　☎24－0432

マイナンバーカードを使って印鑑登録証明書を取得

10月1日から、申請者本人に限り、マイナンバーカードを使って窓口で印鑑登録証明書を取得できるようになりました。なお、これまでどおり、印鑑登録証で申請することも可能です。

◆申請できる人　本人のみ

◆申請できる場所

◇役場住民保健課住民係

◇富田事務所住民窓口係

◇日置川事務所住民福祉係

◆申請に必要なもの

◇本人のマイナンバーカード

◇利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）

※マイナンバーカードおよび電子証明書は有効期限内のものに限ります。

問役場住民保健課住民係　☎43−6585



年末調整説明会開催

田辺税務署では、田辺納税協会と共催で次のとおり年末調整説明会を開催します。

◆開催日　11月17日（火）

◆時間　午後1時30分～4時10分

◆場所　上富田町文化会館文化ホール（上富田町朝来758−1）

※昨年と開催場所が異なっていますのでご注意ください。

◆対象者　給与の支払事務を行う個人または法人事業者

問田辺税務署　☎22−1250



11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」です

毎年11月はこども家庭庁が定める「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施期間です。

児童虐待問題に対する社会的な関心を高めるため、全国各地で広報啓発活動などが行われています。

児童虐待に関する相談対応件数は高止まりの傾向にあり、こどもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、こどもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

問役場民生課幼児対策室　☎43−6594

遺言書保管制度個別説明会～遺言書って何？いつ遺す？～

自筆証書遺言書保管制度とその活用方法を法務局職員が説明します。

※参加費無料

◆日時　11月18日（水）午前9時～午後4時30分までのうち1時間程度

※他の日程で参加を希望する場合はご相談ください。

◆場所　和歌山地方法務局田辺支局（田辺市文里1丁目11−9）

◆定員　4枠程度（予約制）

◆予約　和歌山地方法務局田辺支局☎22−0698（音声案内⑤を選択）

問和歌山地方法務局田辺支局　☎22−0698

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

夫・パートナーからの暴力（ドメスティックバイオレンス＝DV）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。ひとりで悩まずご相談ください。

◆相談窓口のご案内

◇緊急の場合は110番

◇和歌山県DV相談支援センター☎073−445−0793

◇性暴力救援センター和歌山「わかやまmine（マイン）」☎073−444−0099

◇西牟婁振興局健康福祉部☎22−1200（代）

◆女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



問役場総務課庶務係　☎43−6583

Shirahama News & Topics ～町内で行われたイベント～

湯のまち しらはまおどり



９月１９日、しららはまゆう公園で「湯のまちしらはまおどり」が開催されました。

当日は、町内の婦人団体やボランティアの皆さまが、中央に設置したやぐらを中心に「白浜音頭」などを踊ったほか、白浜観光大使古家学（ふるやまなぶ）さんのライブも行われ、さらに、町内の産品や宿泊券などが当たる抽選会があり、観光客の皆さまも一体となって盛り上がりました。

地域力創造アドバイザーの就任



１０月１日、総務省の「地域力創造アドバイザー」制度を活用し、 地域活性化の取り組みなどに豊富な実績を持つ森重良太（もりしげりょうた）氏を招へいし、ご就任をいただきました。

今後は、アドバイザーの知見を活かしながら、さらなる企業誘致の推進や、地域づくり人材の育成による町の関係人口の創出・拡大事業の強化を図るなど、さまざまな取り組みを進めてまいります。

南紀白浜トレジャーハント 2026 ～白良浜が宝の山になる２日間～



１０月４日、白良浜で「南紀白浜トレジャーハント２０２６～白良浜が宝の山になる２日間～」が開催されました。

このイベントは白良浜の一部に砂山を設け、参加者が砂を掘って宝物を探すイベントです。

当日は約５，０００人以上が参加し、大人から子どもまでリゾートホテルペア宿泊券などの豪華景品探しに夢中になっていました。



防災しらはま ～災害に備えて～

11月5日は「世界津波の日」「津波防災の日」

毎年１１月５日は、津波への意識を高め、防災対策を強化するために制定された「世界津波の日」です。日本では、２０１１年の東日本大震災を契機に、津波対策への国民の理解と関心を一層深めるべく、「津波防災の日」として定められ、全国各地で訓練や啓発活動が行われています。

この日の由来は、濱口梧陵（はまぐちごりょう）が、安政南海地震の際、自らの収穫した稲むらに火をつけ、早期に警報を発して村人たちに避難を促し、多くの命を救った「稲むらの火」の逸話にあります。

私たちも「稲むらの火」の教訓に学び、その精神を受け継ぐために、「地震が発生したら津波が来ると考え、ただちに高台へ避難する」という行動を実践していきましょう。

皆さんも、この機会に、ご家族や職場、地域などで、地震・津波への備えについて話し合い、避難経路や連絡手段、備蓄品などを再確認しましょう。

防災イベントおよび総合防災訓練の実施について

発生が危惧されている南海トラフに起因する大規模地震および津波・土砂災害の広域的な災害に備え、防災イベントおよび町内一斉の防災訓練を実施します。

◆防災イベント「みんなのみらい防災フェスタｉｎ南紀白浜　～地域と観光を守る、防災のチカラ～」
【日時】１１月２８日（土）　午前１０時～午後５時（予定）
【主催】産学官民連携による南海トラフ地震対応最前線モデル推進協議会（町と民間事業者などで構成）
【概要】午前１０時～　白良浜
◇白良浜からの津波避難訓練（避難場所への到着をもって終了）

午前１０時～午後５時予定　アドベンチャーワールド駐車場
◇防災教室　◇体験型防災教育プログラム（ＰＬＡＹ ＢＯＳＡＩ（プレイボウサイ））
◇協議会会員による各種体験・展示ブース、マルシェ　ほか

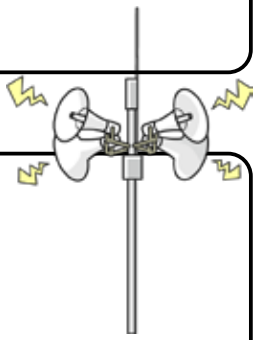


◆総合防災訓練
【日時】１１月２９日（日）　午前８時～正午
【主催】白浜町
【概要】第１部　午前８時～　白浜町全域
◇町内会、区および自主防災組織による町内一斉の初期避難訓練

第２部　午前９時～正午　富田中学校
◇富田中学校において関係機関および住民参加による防災訓練などを実施

※　詳しくは、広報誌折り込みのチラシをご覧ください。

Ｊアラート情報伝達試験の実施について



全国瞬時警報システム【通称：J-ALERT（ジェイアラート）】の全国一斉情報伝達試験が、１１月１１日（水）午前１１時から実施予定となっています。

試験当日は、このシステムを使用し、町内全域を対象に防災行政無線による試験放送を実施しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

健康だより

問役場住民保健課健康推進室（保健センター）
☎４３－０１７８

冬は特にご注意を！『ノロウイルスによる食中毒』

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は通年発生しますが、毎年１１月から翌年２月の冬季に多発します。ノロウイルスは感染力が強く、大規模な食中毒になりやすいため注意が必要です。

＜感染の原因＞

食品からの感染　感染した人が調理して汚染された食品や、ウイルスの蓄積した加熱不十分な二枚貝などを食べたことによる感染

ひとからの感染　患者のおう吐物や便からの二次感染、家庭や施設などでの飛まつなどによる感染

＜主な症状＞

感染から発症までは約２４～４８時間で、吐き気・おう吐・下痢・腹痛・微熱が１～２日続きます。感染しても症状のない場合や、軽い風邪のような症状のこともあります。乳幼児や高齢者など抵抗力の弱い方が感染すると、重症化したり長引くことがあります。発症した場合は、できるだけ早く医療機関を受診しましょう。

＜ノロウイルス食中毒予防の４原則＞

①ウイルスをキッチンや食卓内に「持ち込まない」

日ごろから手洗いなどの感染対策や健康状態に注意し、下痢やおう吐、風邪のような症状がある人はできるだけ食品に触れたり調理をしたりしないようにしましょう。

②食べ物や調理器具にウイルスを「ひろげない」

まな板、包丁、へらなどの調理器具、食品、ふきん、タオル等は洗剤でよく洗い、熱湯（８５℃以上）での加熱や次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤で代用可能）で消毒してください。漂白剤使用の際は、使い捨て手袋やマスクを着用し、使用上の注意をよく確認しましょう。

③食べ物にウイルスを「つけない」

調理や食事の前、トイレの後、患者の汚物の処理やおむつ交換の後には石けんで十分洗いよくすすぎましょう。特に指先や指の間、親指の周り、手首などの汚れが残りやすい所は念入りに洗いましょう。

④付着してしまったウイルスを加熱して「やっつける」

８５℃以上で９０秒以上加熱。特に二枚貝類は中心まで十分加熱しましょう。

行事名	日程	時間など	場所	内容・対象	
乳幼児健診	４日（水）	12:00～	中央保健センター	１歳６カ月児健診	令和７年３・４月生
	５日（木）	12:00～	中央保健センター	３歳６カ月児健診	令和５年３・４月生
	６日（金）	13:00～	中央保健センター	２歳６カ月児相談	令和６年２・３・４月生
	19日（木）	12:00～	中央保健センター	10カ月児健診	令和７年12月生・令和８年１月生
	20日（金）	12:00～	中央保健センター	４カ月児健診	令和８年７月生
栄養相談	２日（月） ※次回12月７日予定	9:00～12:00	中央保健センター	栄養士が食事や栄養に関する相談に応じます。年齢は問いません。お気軽にご相談ください。 ※相談には事前の予約が必要です。お電話などでお申し込みください。	
白浜親子サロン	２日（月） ※次回12月７日予定	10:00～11:30	中央保健センター	子育て中（未就学児）の親子が気軽に集い、リフレッシュできる場としてご活用ください。	
子育てサロン	24日（火）	10:30～11:30	中央保健センター	子育て中の親子が集う教室です。内容は、「ちょこっと子育て相談」です。※事前申し込みが必要です。（母子健康手帳・おむつ・着替えなどをご用意ください）	

公益財団法人白浜医療福祉財団

白浜はまゆう病院

受付：☎0739－43－7880
代表：☎0739－43－6200

（白浜はまゆう病院外来担当医表）

		内科					外科／消化器外科	整形外科		装具外来	小児科	婦人科	乳腺外科	脳神経内科（予約制）	循環器外来（予約制）	呼吸器外来（予約制）	泌尿器科（初再診）	消化器外来（予約制）	リハビリ専門外来	その他の診療科等
		内科1（予約外）	内科2（予約制）	内科3（予約制）	内科4（予約制）	内科5（予約制）		整形1（予約制）	整形2（予約外）											
月	午前	坂本	竹井	少路	－	－	伊藤（手術時休診）	－	木村羽	－	古久保	小柴	粉川	－	－	少路	木村	－	－	眼科　（水）午後 ※予約外は先着5名まで　（金）午後　田中
	午後	－	－	中村（第2・4）	松本	－	－	－	－	－	古久保	小柴	－	－	中村（第2・4）	－	木村（予約制）	－	－	
火	午前	少路	竹井	－	松本	－	山本	小池（リウマチ）	岡野	装具外来	古久保	小柴	粉川	坂本	－	－	当番医	－	－	皮膚科　（月）午後 （土）午前　当番医
	午後	－	松尾	－	－	坂本	－	－	－	－	古久保	小柴	－	石口／坂本	－	松尾	木村（予約制）	－	－	
水	午前	竹井	谷口	中村	－	－	－	小池	山田祐	－	古久保	小柴	－	－	中村	－	木村	－	－	耳鼻咽喉科　（木）午後　当番医 ※予約制
	午後	－	－	中村	－	－	山本（予約15時～）	－	－	－	－	小柴	－	－	中村	－	木村（予約制）	－	－	
木	午前	坂本	松尾	谷口	－	－	山本	小池（リウマチ）	木村羽	装具外来	古久保	小柴	粉川（予約制）	－	－	松尾	－	谷口	－	脳神経内科　（金）午前　中西 ※脳神経内科疾患の患者に限ります ただし予約のない方は11：00までの受付です
	午後	－	岡	山﨑	竹井（禁煙外来）	松本	－	－	福嶋	－	古久保	小柴	－	小口	岡	－	－	－	岩﨑	
金	午前	当番医	坂本	－	－	－	伊藤（手術時休診）	岩切	木村羽	－	古久保	竹内	－	中西（※予約不要）	－	－	木村	－	－	脳神経外科(木)　午前　伊藤雅 午後　中北（予約）
	午後	－	－	谷口	－	－	－	－	－	－	古久保	竹内	－	－	－	－	－	谷口	－	
土	午前	当番医	－	高村	－	－	－	－	－	－	古久保	－	－	－	－	－	－	－	－	鼠経ヘルニア(火)　午前　山本

	午前（月～土）	午後（月～金）	皮膚科（月）	眼科（水・金）※予約外は先着5名まで	耳鼻咽喉科（予約制）（木）	皮膚科（土）	循環器高血圧（月2回）外来（予約制）（土）
受付時間	8:30 ～ 11:30	13:30 ～ 16:30	13:00 ～ 15:15	13:30 ～ 15:30	14:00 ～ 16:30	8:30 ～ 11:30	8:30 ～ 11:00
診療時間	9:00 ～ 12:00	14:00 ～ 17:00	13:00 ～ 15:30	14:00 ～ 16:30	14:30 ～ 17:00	9:00 ～ 12:00	9:00 ～ 12:00
休　診	土曜日午後・日曜日・祝日						

整形外科医師着任のごあいさつ



整形外科医師
木村（きむら） 羽安登（はあと）

このたび、整形外科に勤務させて頂くことになりました。
木村羽安登と申します。
一般外傷を中心に、地域の皆さまにハートフルな医療をお届けできるよう努めてまいります。
よろしくお願いします。

日置診療所（☎52－2002）

		内科
月	午前	船曳
	午後	谷口
火	午前	船曳
	午後	船曳
水	午前	船曳
	午後	船曳
木	午前	船曳
	午後	－
金	午前	船曳
	午後	船曳

◆診療科
内科

◆受付時間
8：30～11：30
13：30～16：30

※泌尿器科は、令和6年6月末をもって終了しました。ご不便ご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

西富田クリニック（☎45－3600）

		内科	整形外科
月	午前	岡	－
	夕診	岡	嶋
火	午前	岡／森田	嶋
	午後	森田／岡（不定期）	－
水	午前	松尾	－
	夕診	少路（第1・3・5） 松尾（第2・4）	－
木	午前	岡	福嶋
	午後	－	－
金	午前	岡／佃	－
	夕診	岡／佃	－

◆診療科
内科・整形外科

◆受付時間
8：30～11：30
16：00～18：30
（火のみ）
8：30～11：30
14：00～16：15

※月曜夕診、火曜午前、木曜午前の週3回整形外科の診療をしています。

※佃医師の金曜夕診の受付は18時までとなっています。

川添診療所（☎54－0037）

		内科
月	午前	加藤
	午後	加藤
水	午前	松中
	午後	松中
金	午前	竹井
	午後	竹井

◆診療科
内科
◆診療日
月・水・金（祝日除く）
◆受付時間
8：30～11：30
13：30～17：00

三舞診療所（☎53－0001）

◆診療科　内科　◆診療日　月・金（祝日を除く）
◆受付時間　13：00～16：30
◆担当医師　船曳（月）・松本（金）

社協だより ふくし しらはま

社会福祉法人
白浜町社会福祉協議会

【本部事務所】〒649-2324　白浜町十九渕274番地の1
TEL: 0739-45-2711　FAX: 0739-45-2777
E-mail: info@shirahama-syakyo.jp

【日置川支部】〒649-2511　白浜町日置197番地の1
高齢者生活福祉センター夢の里内
TEL: 0739-52-2111　FAX: 0739-52-2666
E-mail: hikigawa@shirahama-syakyo.jp

ホームページ : http://www.shirahama-syakyo.jp/

歳末たすけあい運動

歳末支援金配分事業実施

歳末たすけあい運動の期間中に集められた募金を配分し、町内に住民票を有する支援を必要とする世帯に支援金をお贈りします。（生活保護世帯、施設入所者は対象となりません）

【対象となるのは】

（1）ひとり暮らし高齢者
70歳以上でひとりで生活し、生活困難な世帯

（2）重度の障害がある人がいる世帯（年齢は問いません）
ひとりでは日常生活を送ることが難しいために介護が必要な重度身体障がい児者・知的障がい児者・精神障がい児者の人がいる生活困難な世帯

（3）ひとり親世帯で生活が困窮している世帯
高校生以下の児童を扶養している次の世帯で生活が困窮している世帯
① 準要保護世帯
② 母子世帯で児童扶養手当を全額支給されている世帯
③ 父子世帯で②に準ずる世帯

（4）（1）～（3）に該当しない人で、著しく生活が困窮している世帯

【申請方法】

申請書に必要事項を記入、必要書類を添付の上、担当地区の民生委員・児童委員または白浜町社会福祉協議会へ提出してください。
※申請に関する書類は、地区の民生委員・児童委員または白浜町社会福祉協議会までお問い合わせください。

【受付期間】

11月5日（木）～11月27日（金）午後5時まで
（締切厳守）

【歳末支援金の支援の決定】

審査会にて審査の上、決定いたします。

【お問い合わせ】

白浜町社会福祉協議会



歳末たすけあい募金配分事業

団体組織支援事業申請団体募集

歳末たすけあい運動の期間中に集められた募金の中で、町内で活動する福祉施設・団体（介護保険事業所を除く）の年末年始の活動に対して助成を行います。

【対象団体】右図参照
【助成限度額】１０万円
※助成対象事業費総額の９０％以内。
【対象事業】福祉施設や団体が行う年末年始の行事、学習会、交流会など。
【申請受付期間】１１月５日（木）～１３日（金）
午後５時必着　※締め切り厳守

詳しくは白浜町社会福祉協議会本部事務所
（☎４５－２７１１）までお問い合わせください。

申請区分	①施設等	②福祉団体	③特定非営利活動法人
助成対象	１０月１日現在開所しており、所在する施設で、社会福祉および更生保護を目的とする事業を行う施設。	１０月１日現在１年以上の活動実績があり、社会福祉および更生保護を目的とする事業を行う団体。	１０月１日現在認証され活動実績があり、町内に所在する法人で、社会福祉および更生保護を目的とする事業を行う特定非営利活動法人。
助成欠格要件	◎行政所官庁の受託事業 ◎地域の寄付者から信頼されていないもの ◎営利目的に行っているもの ◎介護保険事業 ◎対象者およびその関係者のみで実施するもの（会員交流会など） ◎その他不適当と認めたもの		

福祉相談所設置日程

【 対 象 者 】 白浜町内に在住の人

【相談所開設時間】 午後１時 30 分から３時 30 分
※順に受付。時間指定はできません。

【 相 談 時 間 】 １相談あたり 15 分

【予約・相談・各種問い合わせ】
※予約の際に、氏名・住所・連絡先・簡単な相談内容の確認を行います。
☎ 45-2711（白浜支部）
☎ 52-2111（日置川支部）

日程	内容	会場	予約締め切り
11月 2日(月)	財産・登記	社会福祉協議会本部事務所	10月30日(金)午後５時
11月11日(水)	法律	青少年研修センター	11月10日(火)正午
11月18日(水)	人権	高齢者生活福祉センター	当日まで予約可
12月 4日(金)	人権	社会福祉協議会本部事務所	当日まで予約可
12月 7日(月)	財産・登記		12月 4日(金)午後５時
12月 9日(水)	法律		12月 8日(火)正午

※相談予約は、左表内『予約受付期日』を確認の上、お申し込みをお願いします。
なお、相談予約がない場合、法律相談および財産・登記相談は中止となりますので、ご了承ください。

「人と人」「人と地域」をつなぐ生活支援サポーター養成講座

人は年を取るとだんだんと体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となってきます。このように心と体の働きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と呼びます。これからはフレイルの予防を心がけ、「元気に自立して日常生活を送ることができる健康寿命」を伸ばすことが大切です。

そのような中、社会福祉協議会では住み慣れた地域で安心・安全に生活するための取り組みを進めています。

生活支援サポーター養成講座では、生きがいづくり・仲間づくり・健康づくりにつながる講座を受講していただき、住民同士の支え合いや助け合いの重要性を広める取り組みの推進をお手伝いをしてくださるサポーターを養成しています。今年度最後となる第５回生活支援サポーター養成講座を下記のとおり開催します。この講座は、１回からでも参加が可能となっていますので、お気軽にお問い合わせください。

第５回講座　車イス操作体験

～車イスの操作体験を通して安全な車イスの操作を学び、車イスを使用している人の気持ちを考えます～

日　　程　　１１月１７日（火）　午後１時３０分～３時
会　　場　　白浜町社会福祉協議会本部事務所別館１階 （白浜町十九渕２７４－１）
申　　込　　参加費無料 ／ 白浜町社会福祉協議会本部事務所（☎４５－２７１１）
申込締切　　１１月１２日（木） 午後５時 ／ 定　　員　　２０人程度（先着順）

今年度生活支援サポーター養成講座にご参加いただきました皆さん、ありがとうございました。今後も、地域福祉の推進に向けて、本会活動にご協力のほど、よろしくお願いします。





白浜町社会福祉協議会ホームページ更新中

http://www.shirahama-syakyo.jp/

白浜町社会福祉協議会では住民の皆さまに本会が推進する地域福祉活動を知っていただき、参加や利用、相談などに活用いただけるようホームページを開設しています。ぜひ、ご活用ください。左のＱＲコードにて認識いただくとウェブサイトにアクセスできます。

日置川地区福祉バザー

ひき川元気まつり会場で「日置川地区福祉バザー」を以下のとおり開催します。

皆さまのご来場を心よりお待ちしています。

【開催日】 １１月２１日（土）
【時　間】 午前１０時～午後２時（予定）
【会　場】 日置川事務所・日置川拠点公民館周辺

※福祉バザーについてのお問い合わせは、白浜町社会福祉協議会日置川支部（☎５２－２１１１）までお願します。

※社協だよりは、共同募金配分金や社協会費等を活用して掲載しています。

教育委員会だより

問 白浜町教育委員会
☎43－5830

人権を大切にする地域づくり講演会

『心で見て、心で聴く～盲ろうトライアスリートの挑戦～』

◆講　師　日本で唯一の盲ろうトライアスリート
中田（なかた）鈴子（すずこ）氏
◆日　時　11月30日（月）午後7時～
受付開始　午後6時30分
終了予定　午後8時40分
◆会　場　白浜会館（白浜町1番地の1）
◆主　催　白浜町・白浜町議会・白浜町教育委員会・白浜町人権委員会
◆問合せ先　町教育委員会生涯学習係
◆その他　入場無料、手話通訳をご用意しています。
※盲ろう…視覚と聴覚の両方に障がいがあること





◆講師プロフィール

昭和４１年大分県宇佐市生まれ。先天性のろう者。結婚・出産後、視力が低下し盲ろう者になる。

４５歳でマラソンを始め、４７歳の時、トライアスロンを始める。これまでフルマラソン６０回以上完走、トライアスロン大会５０回以上完走。令和８年５月には、自身２度目となる海外大会「アイアンマン・ダナン（ベトナム）」に招待選手として出場し、スイム１．９㎞、自転車９０㎞、マラソン２１．１㎞（計１１３㎞）完走。

普段は農福連携に取り組む事業所「さんさんグリーン」に通所し、カフェの開店前の準備、食品加工、農作業などを行っている。

中央公民館だより

問 中央公民館
☎42－2269

第3回ひき川元気まつりで ドキュメンタリー映画鑑賞会を開催します

中央公民館・日置川拠点公民館共催で特別講座「第2回ドキュメンタリー映画鑑賞会」を開催します。ぜひお申し込みください。

◆作品名　「食べることは生きること
～アリス・ウォーターズのおいしい革命～」
◆内　容　「オーガニックの母」が起こした「おいしい革命」の軌跡。地産地消を提唱し、食の概念を変えた彼女の哲学と、未来の食卓へつながる温かいメッセージを紡ぐドキュメンタリー。日本各地で生産者や料理人と触れあい、日本の美しさを浮き彫りにする。
◆日　時　11月21日（土）午前10時15分～（上映時間66分）
◆場　所　日置川拠点公民館　2階大会議室
◆定　員　60人
◆参加費　無料
◆申　込　11月4日（水）から19日（木）まで、中央公民館（☎42―2269）、日置川拠点公民館（☎52―2660）の電話または窓口で受け付けます。（土、日曜日は除く。）
※申込受付は先着順とし、定員になり次第締め切ります。





じどうかんだより

問 町立児童館
☎４５－２１１７

『わぁいわぁい子どもまつり』を開催します！
みんな　あつまれ　じどうかん！

子どもたちにとって、夢のある楽しい遊びや体験活動の場、参加者の交流の場となるよう第23回「わぁいわぁい子どもまつり」を開催します。
今回も楽しんでもらえる内容となっていますので、みなさんぜひ遊びに来てくださいね！

☆日　時　11月7日（土）　午前10時～午後3時ごろ
☆場　所　町立児童館・町立体育館
☆内　容　ひらま横丁（射的・あてもの・ゲームなど）、人形・スーパーボールすくい、ＶＲ高所体験、カラーサンドアート体験、にがおえコーナー、ふわふわハムちゃん・きょうりゅうランド（エア遊具）、模擬店・露店・キッチンカー、おもち・おかしまきなどの楽しいイベントが盛りだくさん！
※天候等の都合により、内容が変更となる場合があります。



図書館だより

問 町立図書館
☎４３－２９２２

～１１月の行事～

◆おはなし玉手箱（絵本の読み聞かせ、紙芝居など）
本館　１１月１４日（土）、２８日（土）午前１１時～
◆休館・休室のお知らせ
本館・日置分室　　１１月　３日（火）
本館・全分室　　１１月２７日（金）
◆わぁいわぁいこどもまつり出展について
図書館コーナーにて読み聞かせなどを行います。ぜひお立ち寄りください。
日　　時　１１月７日（土）　午前１０時３０分～
場所　町立児童館図書室
◆上映会のお知らせ
日　　時　１１月１４日（土）
午前１０時～、午後１時３０分～の２回
場　　所　白浜町中央公民館１階集会室
上映内容　老後の資金がありません
人　　数　各３０人程度（先着順）
受　　付　１１月４日（水）～（定員になり次第終了）
申込方法　図書館窓口または電話

図書館員のおすすめ本

本館



「森の落としもの　探検帳」
飯田 猛／著
技術評論社

白浜分室



「死ぬまで自由に生きる習慣」
宇野 千代／著
明日香出版社

日置分室



「大丈夫じゃないのに大丈夫なふりをした」
クルベウ／著
ダイヤモンド社

富田分室



「昆虫検定公式ガイドブック 初級・中級」
丸山 宗利／著
高橋書店



土地と時間を味わう、三舞ファームの物語。

山あいの久木地区、日置川のほとりの約３ヘクタールの広大な畑を構える「株式会社三舞ファーム」。ここで育まれているのは、いま、ひそかな話題を呼んでいるブランドさつまいも「紅はるか」だ。

彼らの農業のスタイルは、どこか現代的でありながら、土地の本質に深く寄り添っている。昨年からは土壌づくりに本格的に着手。バイオ炭を畑にすき込むことで土の環境を整え、今年はなんと 60 トンもの豊かな収穫量を見込んでいるという。休耕田だった場所が、今や生命力あふれる畑へと生まれ変わっているのだ。

特筆すべきは、収穫後のアプローチにある。９月中旬から 11 月末にかけて丁寧に収穫されたばかりの新芋は、控えめな甘さとホクホクとした軽やかさが魅力。しかし、ここからが三舞ファームの真骨頂だ。温度と湿度を徹底的に管理した専用の空間で熟成させることで、デンプンが糖へと変わり、驚くほどねっとりとした食感と濃厚な甘みが引き出される。

「水路の活用など、地元の方に教えてもらってばかりですよ」と笑う生産者たち。地域の温かなコミュニティに溶け込み、知恵を借り合いながら土に向き合う姿には、自然と町が共鳴する美しいローカルの形がある。

手間ひまを惜しまず、時間という調味料をまとわせたサツマイモ。上富田町のスーパーなどでも出会うことができるので、ぜひその豊かな味わいを体験してみてほしい。



Profile

みまいファーム●休耕田を利活用しサツマイモを栽培中。今年で４年目の収穫となる農業法人。土壌分析を行い、その結果により投入する肥料を変えるなど科学的なアプローチも活用。地元住民と協力しながら地域密着型の農業を行っている。

The star of our family



わがやのスター☆

★ 白浜町 堅田 在住 ☆

亀田（かめだ） 透羽（とうわ）さん（令和6年11月28日生）

パパ・ママからのメッセージ

これからも
元気いっぱいに、
すくすく育ってね！

父：拓哉（たくや）　母：春佳（はるか）

「わがやのスター」募集中!

「広報白浜」では町内在住で小学生までのお子さんを「わが家のスター」として掲載しています。メッセージとともにお子さんの笑顔を掲載してみませんか？ まずは、電話にてお問い合わせください。

問 役場総務課企画政策係　☎ 43-6598

One to watch



このひとに注目

地域活性化起業人
岩永浩太（いわながこうた）

職業： Webエンジニアほか
趣味： 旅行、神社巡り

Q どんなお仕事をされていますか？

岩永：普段はWebエンジニアや映像クリエイターとしてシステム開発やコンテンツ発信などをしています。
白浜町では、リアルタイムの海況や安全情報を届ける「シラハマップ」の企画・開発を進めています。今後は飲食店の動画掲載機能なども実装予定です。
また、難波駅サイネージ用の「旅先納税（yanico（ヤニコ））」動画制作など、幅広い魅力発信を行っています。

Q 仕事のやりがいはどんなところですか？

岩永：白浜町の皆さんの声を直接聞きながら「今はないけど必要なもの」を整えていくところですね。
「シラハマップ」のアップデートや動画制作で、地域のにぎわいに少しでもつながっていければと思っています！

Q 最後に今後の夢と抱負を教えてください。

岩永：通年リゾートとしての白浜町の魅力を支えるデジタルの基盤を作ることです。一回きりの取り組みで終わらせるのではなく、地元で運用や情報発信が続いていける状態をつくること。白浜町に「ずっと使われ続ける仕組み」を一つでも多く残していけたら嬉しいです。

Tokyo office

東京事務所通信

× 9月の主な参加行事 ×

9月 1日 ● 大正大学地域構想研究所シンポジウム
9月11日 ● ゆるっと東京・自治体ラボ（経産省・自治体東京事務所交流イベント）
9月13日 ● 在京和歌山県人会
9月15日 ● みんなでつくる防災2026（地域防災課登壇）
● NEXs Tokyo（地域課題ピッチ）
9月16日 ● NEXs Fes # 9（企業マッチングイベント）
9月24日 ● 参議院議員会館・各省庁要望陳情活動
9月25日 ● 衆議院議員会館
9月26日 ● APAMAN㈱・大村会長 感謝状贈呈式
9月29日 ● PALETTE自治体ご縁日（企業マッチングイベント）

× 活動件数のまとめ ×

訪問対応 ● 企業誘致に関する意見交換など ―― 12件
来所対応 ● 連携事業に関する意見交換など ―― 8件
その他 ● イベント打ち合わせ、提案など ―― 36件

× 職員のひとこと ×

9月には、「みんなでつくる防災」イベントでの町の観光防災に関する取り組み発表のほか、各省庁、衆議院・参議院議員会館を訪問し、要望陳情活動を行いました。各省庁や国会議員との連携を密にし、町の現状や課題を適切に認識いただくことで、町が目指す方向性やまちづくりに関するご助言をいただく大変貴重な機会となりました。



白浜町内に宿泊されるみなさまへ
To All Guests Staying in Shirahama Town

宿泊税のご案内

2027年3月1日～

Information on the Accommodation Tax
From March 1,2027

宿泊税は、白浜町に訪れるみなさまが安心して快適に過ごせる環境づくり、地域資源を生かした魅力づくりなど、観光振興を図る施策に活用します。

The accommodation tax will be used for measures to promote tourism,such as creating an environment where visitors to Shirahama Town can spend a safe and comfortable time, and creating attractiveness using local resources.

宿泊料金（1人1泊あたり）	税 率
10,000円未満	200円
10,000円以上20,000円未満	300円
20,000円以上50,000円未満	500円
50,000円以上	1,000円

Accommodation Fee (Per Person Per Night)	Tax Rate
Less than ¥10,000	¥200
¥10,000 to under ¥20,000	¥300
¥20,000 to under ¥50,000	¥500
¥50,000 or more	¥1,000

宿泊料金の支払方法に応じて、宿泊施設等にお支払いください。

（ここでいう宿泊料金とは素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含みません。）
※年齢12歳未満の者は課税の対象となりません。

Please pay the accommodation tax according to the payment method at your accommodation facility.

(The "accommodation rate"as defined here is for rooms only and any other service fees incrurred but does not include meals or consumption tax.)
※ Children under 12 years are exempt from the accommodation tax.

宿泊税に関するお問い合わせ

■ 宿泊税の制度や納税に関すること
白浜町税務課 TEL：0739-43-6584（直通）

■ 宿泊税の使途に関すること
白浜町観光課 TEL：0739-43-6588（直通）

白浜町役場公式Ｆａｃｅｂｏｏｋページを更新中！
『いいね！』を押して白浜町の魅力を世界中の人たちに伝えるために、ご協力をお願いします。

白浜町役場公式
Facebook ページ

■編集・発行
白浜町総務課 ☎0739・43・5555（FAX）0739・43・5353
〒649―2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
（白浜町公式HP）https://www.town.shirahama.wakayama.jp/